

# 南会津 のうりんニュース



平成22年9月(第148号)

## 今月の写真：サルスベリ（只見町）

今年の夏の暑さを一身に集めたかのような、色づきです。気象庁では「ラニーニャ現象が発生しているとみられ、冬までは持続する可能性が高い。」としていますので、今年の冬は、夏の反動で寒さが厳しくなるのでしょうか。

## 今月の内容：

- 今月のトピックス
  - ・自然の中で税を学ぶ!!
  - ・リンドウ「かせん」で花き生産の魅力アップ!
  - ・集落営農リーダー研修会を開催!
- お知らせ
  - ・秋の農作業安全運動
- 特集
  - ・米トレーサビリティ法の概要について
- 今月のコラム
  - ・“南会津”を満喫中
- お知らせ
  - ・農業制度資金について

平成22年9月10日発行 福島県南会津農林事務所

## 今月のトピックス

### 自然の中で税を学ぶ!!



森林環境税により整備した森林を見学しました

夏休みの小学生を対象にした「夏休み！移動租税教室」が、8月10日に南会津町八総地内で開かれました。

この教室は、社団法人南会津法人会女性部会の主催で、自然の中での体験を通じて次代を担う児童に税の仕組みやその果たす役割を正しく理解し、知識を深めてもらうことを目的として開催されました。

南会津郡内の小学1年生から6年生の24名が参加し、林道や治山ダム、保安林や森林環境税により整備した森林を見学しました。また、現地では、実際にトチノキやヤマハンノキの広葉樹を植栽し、イワナの放流を体験したほか、森林環境税により間伐を行った森林を散策し、自然の中で税金の仕組みについて学習することにより、森林の大切さを学びました。

暑い一日でしたが、子どもたちは元気に作業を行いました。子どもたちが林業関係の事業を行った現場に直接入る機会は少ないと思いますので、森林の現場での体験を通じて税金の仕組みを学ぶことは大切だと思います。子どもたちにとっては夏休みの良い思い出になったことでしょう。

(森林林業部)



広葉樹の植栽を体験しました

## 🌿 リンドウ「かせん」で 花き生産の魅力アップ!

**紫**色のリンドウの花が、道路沿いの畑で秋風に揺られています。

南会津郡は、県内一のリンドウ産地であり、ここにしかないオリジナル品種が沢山あり、市場から高い評価を得ています。

そんな南会津オリジナルのリンドウのひとつに、他の品種よりも開花の時期が早い「かせん（極早生）」があります。これまでは、南会津地域内だけで栽培されてきましたが、平成20年度に県の花きオリジナル普及品種に選定され、昨年度から県内各地で栽培が



まっています。 **リンドウ「かせん（極早生）」**

今後、本県が他県よりも早期出荷できる産地として魅力をアップさせていくためには「かせん（極早生）」を起爆剤とした生産振興が重要です。

そこで、7月26日に「かせん」の育成者である齋藤明さん（南会津町界）のほ場において、現地検討会が開催されました。検討会には、JA全農福島、リンドウ主産地のJA担当者や生産者、農業総合センター研究員、県内各地の普及員等、合計24名が集まり、当品種の特性や、栽培方法について、齋藤さんと県研究技術室の江川主査から説明が行われました。

極早生品種であることから、栽培に当たっては、施肥の方法や水の管理が重要であることが紹介され、新規作付けを進めている産地担当者には、大変参考になったようです。各産地ともに、この品種で地域活性化を図りたいと意欲を見せていました。

南会津生まれのオリジナルリンドウ「かせん」が、南会津にとどまらず、県全体の花き生産振興の牽引役となるようご期待ください。

（農業振興普及部）

## 🌿 集落営農リーダー研修会を開催!

7月27日に、喜多方市「東羽賀集落」と会津坂下町「谷地集落」を会場に、南会津地域集落営農リーダー研修会を開催しました。

この研修会は、集落リーダーの方々が、集落営農に関する先進的な取り組みについて理解を深め、今後の活動の参考とするために開催し、当日は

31名が参加しました。

東羽賀集落や谷地集落は、全戸が参加して「農用地利用改善組合」を組織し、この組合を核として営農に関する話し合いや農用地の利用調整を行っています。「集落の農地は集落で守る」との合意のもと、女性や高齢者などより多くの人が参加できる仕組みづくり、コスト低減や販売の工夫による収益確保を行うなど創意と工夫に満ちた取り組みを行っています。

研修会では、熱心な質疑応答に加え、参加者相互の情報交換が活発に行われました。今後、集落営農に取り組む集落が増え、地域の活性化に繋がることが期待されます。 （農業振興普及部）



谷地集落での取り組みを見学しました

## 農林事務所からお知らせ

### 秋の農作業安全運動!

—高齢農業者の農作業事故が多発しています—

・コンバインの事故に注意しましょう!

#### 1 事故防止の基本

- ①無理のない計画で作業する。
- ②もしもの場合を考え、携帯電話を持参する。
- ③一人での作業は避け、家族には作業場所、帰宅時間等を知らせておく。



#### 2 動力部への巻きこまれに注意

- ①チェーン等に詰まったワラを取り除く場合には、エンジンを止めて作業する。
- ②手こぎ作業中は、袖口等が巻きこまれないように注意する。

#### 3 コンバインの横転、転落に注意

- ①ほ場への出入りは斜め進入しない。（ブリッジ等を使うなど工夫する）
- ②旋回や方向転換の際には、周囲の安全確認をする。 （農業振興普及部）

# 米トレーサビリティ法の概要について

**米** トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）が制定され、米穀等の取引記録の作成・保存が本年10月1日から、産地情報伝達については平成23年7月1日から施行されますので、関係する事業者の方は御注意願います。

## 対象品目

### ① 米穀及び主要食糧に該当するもの

- a 米穀（もみ、玄米、精米、碎米）
- b 米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米菓生地、米こうじ等

### ② 米飯類（米穀等についてあらかじめ加熱による調理その他の調整をしたものであって、粒状のもの（これを含む料理その他の飲食料品を含む。）

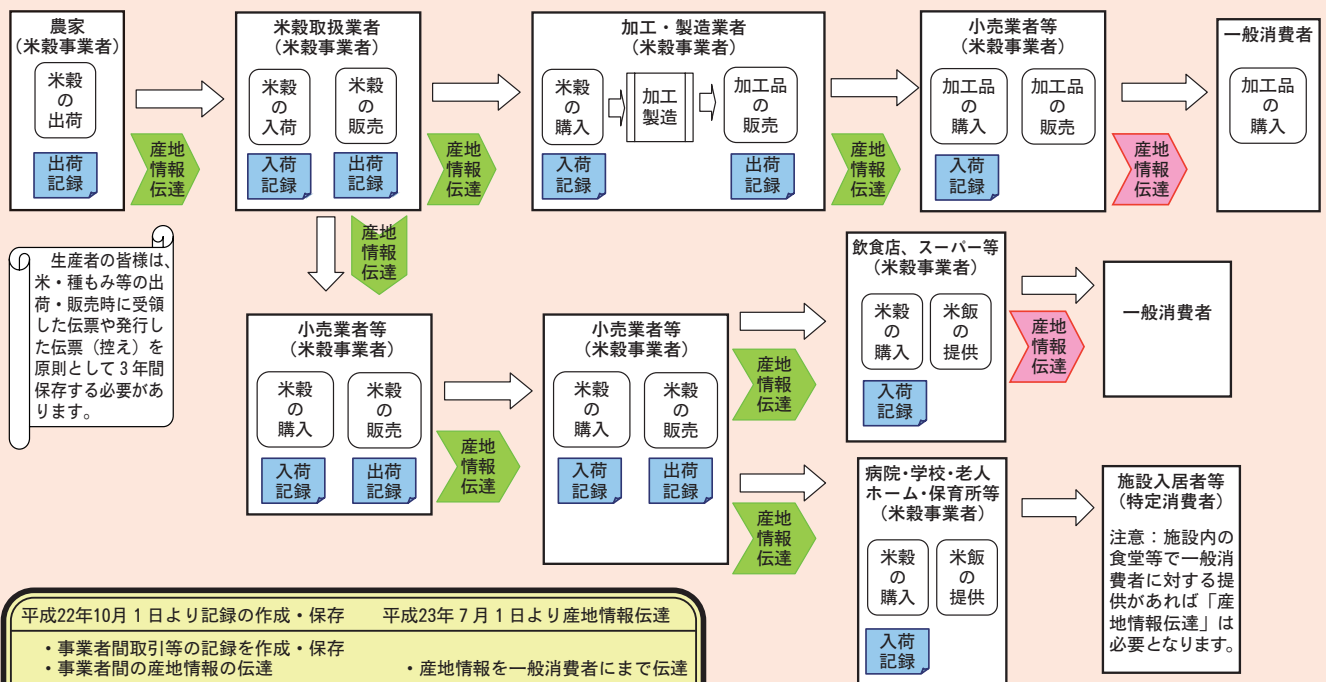
各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）米飯類については、いわゆる「白めし」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供される料理が対象。

### ③ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

（注）これらの米加工品は、基本的に米穀又は米粉等が原材料中1位となる商品が大部分を占める品目を日本標準商品分類（酒類については酒税法）を基本に選定されています。

（例）



**米** トレーサビリティ制度説明会が、平成22年7月23日南会津地方広域行政センターで開催され、25名が東北農政局福島農政事務所の方から説明を受けました。

※ 米トレーサビリティ法（農林水産省）

[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/)



企画部

## 今月のコラム

# “南会津”を満喫中

**南** 会津は、思い出の勤務地です！  
昭和56年4月、南会津行政事務所（現 南会津地方振興局）に新規採用職員として南会津町（旧田島町）に初めて訪れ、5年間勤務しました。当時は、「だいくらスキー場」や「会津高原たかつえスキー場」が相次いでオープンするなどリゾート開発のまっただ中で、週末は南会津の各スキー場へ……。また、田島町の「びわのかげ運動公園」も整備され、仕事が終わるとソフトボールやテニス、野球など毎日スポーツに明け暮れていました。

今回、24年振りに南会津勤務となりました。当時と変わったことといえば、自分自身では、年齢が「20代」から「40代」へ、体重が約10キロ増、「独身生活」から「単身生活」へ、また、田島町内では、会津田島駅の改築、駅周辺の区画整理による馴染みの居酒屋の移転、ヨークベニマルやリオンドールの進出などがあります。

今年4月以降、メタボ解消も兼ねて**登山**を始めました。登った山は、田代山、帝釈山、大博多山、唐倉山です。（ちなみに前回勤務していた5年間で登った山は、七ヶ岳、燧ヶ岳の二つだ



けでした。）

さらに、7月には、伊南川で行われた「**初心者の鮎釣り講習会**」にも参加させていただき、鮎釣りのおもしろさと鮎の美味しさを再確認したところでした。

また、7月22日～24日の「**会津田島祇園祭**」では、県合同庁舎等に勤務する職員で組織されたボランティア団体「**でしゃばり隊**」の一員として、屋台運行に参加させていただき、祭を見る側から参加する側として貴重な体験をさせてもらいました。（来年も参加する予定です。）

これから各地で、「秋の新そば祭り」や「冬の雪まつり」などの様々なイベント等が開催されるので、できる限り参加して南会津の良さを体感したいと思います。

総務部副部長兼総務課長 小柴 康 宏

## 農林事務所からお知らせ

### 農業制度資金について

**農** 業制度資金は、「施設・機械等の取得」「作物の植栽」「農地等の取得・借入・造成」「家畜の購入」「災害対策」「経営再建」など農業経営に幅広く活用できます。

また、金利を軽減する措置などもあります。農業制度資金について詳しく知りたい場合は、金融機関、県農林事務所等にご相談ください。また、借入申込みから貸付実行にいたるまで、2ヶ月程度かかることもありますので、余裕を持ってご相談ください。

（農業振興普及部）

## お問い合わせはこちら

福島県南会津農林事務所 企画部 地域農林企画課

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1

電話 0241-62-5252 FAX0241-62-5256

電子メール minamiaizu.nourin@pref.fukushima.jp

ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/norin-minamiaidu/>

南会津農林

検索

バックナンバーはこちらから

みんなが主役。「絆」がつくる



“ごちそう ふくしま”

みなさんのご意見・ご感想をお寄せください。



この広報誌はSOY(大豆油)インキを使用しています。